

### 第395回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日時 令和5年9月21日（木）午後2時00分から午後3時20分まで
- 2 場所 倉吉シティホテル 3F カサブランカ
- 3 出席者 委員：板倉委員、佐々木委員、山根委員、灘本委員、寺田委員、朝日田委員  
井本委員、近廻委員、永田委員（浜尾委員欠席）  
鳥取県：水産振興局漁業調整課 本田係長  
境港水産事務所 志村課長補佐  
事務局：氏事務局長（県漁業調整課長併任）  
有田書記（県漁業調整課主事併任）

4 傍聴者 0名

#### 5 議事

- (1) 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について（協議）
- (2) 新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について（諮問）
- (3) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議提出資料について
- (4) 専決処分した議案の報告について
- (5) その他

#### <議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として、灘本委員及び近廻委員を指名した。

#### 議事1 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について（協議）

##### 【原案に同意する旨決議された。】

氏課長による協議文読み上げの後、本田係長が資料1に沿って説明した。

〔板倉会長〕

はい。以上の説明していただきましたけど、何か御質問等ありませんでしょうか。なかなか数字ばかり見てもね、地図でぱっと見たら分かるでしょうけど。

〔佐々木委員〕

このさより船びきね、4月1日～6月30日までですね。それ以外にやっとなる人がいますよね。あれはどうですか。操業している人がいますが。

〔本田係長〕

いいですか。これは、4月1日～6月30日の間は、夜間ですね、日没から日の出までなので、

夜間は、距岸1,000メートルの範囲内では操業してはならないという条件になってますので、これ以外の時期は、夜間であっても大丈夫ですし、今回、ここの中部のほうは除くんですけども、これ実は、東部地区って書いてありまして、西部地区の共同漁業権の区域内については、この条件が今も残っています。もともと、一足先に米子市漁協さんが取得されてた地びき網を、平成30年に、知事許可漁業に全て変更させていただきました。この地びき網についての漁業権者の同意っていうのは、東部地区も西部地区もついていたんですけども、米子市漁協の管内については、非常に、ばいかご網ですとか、いろんな共同漁業権が非常に今、ふくそうしている状況でして、なかなかちょっとこの同意性を外すと、漁業秩序の維持が困難になるという御意見が、米子市漁協、それから境港支所、双方からありましたので、引き続き、この条件は、西部地区のほうはかけるっていう状況です。ですけれども、ちょっと次回以降の委員会、調整がついたときに、また委員会のほうには協議をさせていただきたいんですが、今、もともとは条件自体に、同意がない場合は操業してはならないという、そういう書きぶりをしていたんですが、令和2年に、漁業法の改正に伴って調整規則を改正した際に、許可の条件に、漁協とか同意を得たかどうかを県が知らないような内容が入っていると、なかなかやっぱり取締りが難しいっていうところがありまして、現場で船を見つけても、その船が漁業権者の同意を取ってるかどうかっていうのが、なかなか分からないというのがあって、許可の時点で、同意書を得て、同意書を得ていたら、この条件についてはつけないし、同意書を得てない者に対しては、この条件をつけるっていう方向に、許可の取扱方針が、実は変わっているんですけども、この同意の運用の在り方が、今現場のほうでも少し混乱しておりますので、これについてはちょっと整理をして、また改めて、委員会のほうに御提示させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔佐々木委員〕

これ、そうすると、1年操業ができるってことですか。今は、その4月～6月30日までは、夜は駄目だよとなっているけど、例えば、1月とか2月に、昼間だったらやっっていいような感じで。

〔本田係長〕

さより船びきについては、すみません、今、変更がないところは、全て略って書いてしまっているんで、ちょっと分かりにくくなっているんですけども、さより船びきについて、操業時期が定めてありまして、その操業時期が11月1日～6月30日までとなっておりますので、その間、11月1日～6月30日までの間であれば、操業いただいて構いません。ですけど、その条件の、共同漁業権の条件がついてるところについては、一定の時期については、操業に、同意がない場合は操業ができないということになっておりまして、一応、境港支所さんについては、たしか、これまでも、そこで操業していないというふう聞いてまして、多分、今、してはならないような条件がついた許可が出ているのかなっていうふうに思います。もし、操業をされたいということでしたら、米子市漁協さんと境港支所さんのほうでお話をさせていただいて、同意を得た上で操業していただくというような格好になります。

〔板倉会長〕

はい。よろしいでしょうか。そのほか御質問等ありませんでしょうか。それでは、ないようでしたら、議題1の協議について、原案に同意をするということで、よろしいでしょうか。

〔各委員〕

はい。

〔板倉会長〕

意見がないようですので、同意するというので、回答を事務局のほうで、よろしくお願ひします。

## **議事2 新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮について（諮問）**

**〔原案に同意する旨決議された。〕**

氏課長による諮問文読み上げの後、本田係長が資料2に沿って説明した。

〔板倉会長〕

ただいまの御説明に、御意見、御質問等ありませんでしょうか。ないようでしたら、議題2の諮問について、原案に同意するというので、よろしいでしょうか。

〔各委員〕

はい。

〔板倉会長〕

はい。ありがとうございます。それでは、議題2については、原案に同意するというので、答申を事務局のほうでよろしくお願ひします。

## **議事3 全国海区漁業調整員会連合会日本海ブロック会議提出資料について**

西村技師が資料3に沿って説明した。

〔板倉会長〕

はい。どうもありがとうございました。皆さんのほうで、何か追加してほしいとか、御意見等ありましたら。追加のことはあまり出てないけど。大和堆のイカの操業のことは、あまり言う人はいないだろうけども。

〔本田係長〕

すみません。今回の資料のほうで、参考資料として、令和4年の回答をつけさせていただいているんですが、申し訳ないですが、太平洋クロマグロの資源管理についてと、それから、もう一枚も、太平洋クロマグロの資源管理についてになっておりまして、本来、ここに、去年も日韓暫定水域の件をつけておりましたので、そちらを本来つけるべきだったところ、ちょっと資料のほうがついてなくて、申し訳なかったです。

多分、今、会長がおっしゃられたのが、令和4年に要望した際には、大和堆周辺での操業についても、この日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立についてというところで、今の案2の記載のズワイガニ、非常に暫定水域内で、ズワイガニが極端に少ないですという記載の最後に、大和堆周辺水域において、本県いかつり漁船、べにずわいかにかご漁船が操業していて、安全操業の影響が懸念されるとともに、外国漁船の違法操業により、減少傾向にあるスルメイカ資源の減少が懸念されているというようなことも、2年前まで、こちらのほうで書いていたんですが、ちょうど数日前に、やっぱり大和堆っていうのは、今も非常に漁場が狭隘していて、本県のべにずわいかにかご漁船と他県のいかつり漁船のほうで、事故があったっていうような状況もあったんですけども、本県のいかつり漁船のほうで、今は全て廃業したっていう状況にあるので、これまでは、そのいかつりについても書いていたんですが、今、本県のいかつり漁船が全てないということから、一旦、本県からの提案内容からは落としたというような経緯があります。

あと、併せて、今回の案1のほうなんですけれども、これまでからの変更点として、3番と4番と5番ですね、3番と4番と5番については、追加した項目ということになります。1番と2番は、これまでと一緒になんですけど、3番以降については、現状の課題とか問題点に応じて追加をさせていただいたところです。やはり現場でも、事務負担が大きいですとか、あと、今年も遊漁者の採捕報告についても、取り入れる仕組みができたんですが、非常にそれが超過していて、何度も何度も、広域の漁業調整委員会のほうで操業制限がかかっているという状態ですけど、それを、目をかいくぐって獲ってるような情報っていうのが、水産庁からも入っておりますので、そういったものを入れさせていただいたのと、あと、沖合底びき網のほうで、非常に死んだクロマグロで、操業に支障が出ているっていう状況がありますので、これについても追加をさせていただきました。

逆に、落とした項目というのもございまして、R4回答の参考のほう見ていただきたいんですけども、その1番のところ、やむを得ず放流した個体がへい死した場合でも、これが海上投棄と見なされぬよう、海上保安部にも、クロマグロの資源管理の取組について情報共有し、理解を得ることっていうのを、もともと記載をしていました。これについては、一応環境省等から水産庁のほうも、問題ないというふうにはしていたんですけど、やはり漁業者のほうには不安があるっていうようなことで書いてはいたんですが、やはり本来、海上投棄っていうところについては、漁業者のほうも、やっぱり時勢の波から、そんな積極的に海上投棄っていうような取扱いっていうのもなかなか難しいところがあるので、この1番については削除させていただいております。なので、このクロマグロのほうについても、現在の本県を取り巻く状況に応じて、要望内

容のほうを、今回大きくちょっと修正はさせていただいているってということで、御承知いただけたらと思います。

〔板倉会長〕

はい。ありがとうございました。以上でいいでしょうか。大体こういうことで。それでは、議題3については、こういうことで提案させていただきたいと思います。

#### **議事4 専決処分した議案の報告について**

本田係長が資料4に沿って説明した。

〔板倉会長〕

ありがとうございました。ただいまの諮問について、何か御意見ありませんでしょうか。ないようでしたら、専決処分の報告について承認をいただいたということで、よろしいでしょうか。

〔各委員〕

はい。

〔板倉会長〕

どうもありがとうございます。

## **6 その他**

〔板倉会長〕

そのほか、皆さんのほうで、何か御質問、御意見等ありませんでしょうか。ないようでしたら、事務局に進行を返したいと思います。

〔本田係長〕

1件よろしいですか。議題2の新規の漁業許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間の短縮についてのところについて、最後にちょっと補足だけさせていただきたいと思います。今回の新規の漁業といたしまして、旧の中部漁協の組合員さんが営まれている北栄町地先の地びき網漁業のほうがございます。地びき網漁業のほうで、許可の取扱方針で、その操業区域を共有する漁業権者の同意を得ている者というところが、実は、許可をする対象ということで定めているところです。中部漁協さんのほうで解散して以降、この同意について、鳥取県漁協さんのほうと、それから現在許可を所持られる旧中部漁協の漁業者さん等のほうで話し合いをさせていただいていたんですが、もともと県漁協さんのほう、やはりこれまでも地びき網漁業が、非常にちょうど、なだらかな海岸線のところから出ている地びき網ですので、各種ひき網のほうと、これまでも操業トラブルがあった経緯がございます、なるべくそういった操業トラブルがあった

ときの対応として、漁協に所属してほしいという意向を、漁業者さんのほうに伝えてられたんですけども、近くだと鳥取県漁協さん、それから赤碕町漁協さん、どちらに所属されてもっていうところはあるんですが、なかなか、これまでの出荷形態等と、漁協のほうでのお願い事項っていうところに、なかなか折り合いがつかなくて、最終的には、ちょっと漁協に所属せず、このまま漁業のほうを継続したいということの意向を持っておられます。そういったような状況ではあるんですが、これまでも、長年この場所で漁業を営んでられたということから、今、漁業権者のほうは鳥取県漁協さんのほうになるんですけども、できる限り、一応漁業の継続をできるようにっていうところで調整のほうはさせていただいてるところですけども、これまで、先ほども説明したように、その海域でのひき網漁業とのトラブル等もあったことから、そこについて、現在調整のほうを進められています。

申請期間については、来月の22日までを申請期間にしておりまして、それまでに調整がつけば、許可申請のほうが出てくるだろうというふうに思っているんですけども、万が一、その期間までに調整がつかないときには、改めて、調整がつき次第、申請期間を設けるというような手続になってくると思いますので、また皆様のほうにも御協力をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、先回の委員会のほうでも、漁業権の免許まで、非常に委員会のほう、頻度を高くさせていただきまして、皆さんにも御苦労いただいたところだったんですけども、これから12月末に、また許可の有効期間が切れる漁業というのがございまして、それから年明け、年度初めに、また、年度末辺りで、許可の有効期間が切れる漁業っていうのがありまして、来月の中旬頃、それから年明けになりましてからは、2月か3月頃っていうところで、また委員会のほう調整させていただきたいと思っておりますので、お忙しいところとは思いますが、また御協力のほうよろしく願いしたいと思っております。

〔氏課長〕

はい。そのほかございませんでしょうか。志村さんのほうは大丈夫ですか。

〔志村課長補佐〕

ちょっとだけ、ごめんなさい、気になった点があつて。ちょっと戻ってしまいますけれども、資料3番のところのマグロの書きぶりのところなんですけれども、最後の5番のところ、沖合底びき網に入網する死んだクロマグロの実態について、早急に調査・解明するというくだりがあるんですが、この前段のところの説明のところ、定置網での多数の入網があつたときに放流があるという文章の流れからして、読む人によっては、定置網で放流したものが沖底の網に入るっていうことに読む人もいると思われまして。そうしたときに、このような事例を根絶するために、監視体制を強化することと書いてあると、定置網での放流について監視体制を強化することを、国に要望する内容に読めるのではないかといいところが、ちょっと気がかりでありまして、このままの表記でよろしいかどうかというところで、ちょっと確認したかったんですけど、考える間に、議題のほう進んでしましまして、申し訳ありません。

〔氏課長〕

はい。資料3の案1の部分ですね、その5番のところで、底びき網に入るクロマグロの件で、初めの記載のほうで、定置網のほうで、弱ったものを再放流することによって、そこに入ってくるんじゃないかっていうことで危惧があるということなんですけれども、その辺のところ、書きぶりについて、どうでしょうか。御意見等あれば、よろしいでしょうか。志村さん、具体的にはどの部分が。

〔志村課長補佐〕

そうですね。記の5番のところに、沖合底びき網の、死んだクロマグロの実態っていうのが唐突に出てくるので、提案理由のところの中身にでも、沖合底びき網で死んだマグロが入ってくるという状況を説明しておけばいいのかなとは思いますがね。どのような漁業で混獲、再放流されたクロマグロか分からないんだけど、沖合底びきの操業中に、そういったものが入ってくるよということを書いておかないと、このままだと、定置網との関連づけっていうふうに読めてしまうんじゃないかと思います。

〔氏課長〕

はい。そうしましたら、どうでしょうね。今すぐについていうわけにはなかなかならないので、一応持ち帰って、こちらのほうで修正案を提示させていただいて、皆さんのほうにちょっとお配りして、これ締切りはいつまでだったかな。

〔西村技師〕

明日です。

〔氏課長〕

明日か。明日までですね。じゃあ、もうこの場で決めさせてもらっていいですかね。

〔灘本委員〕

結局ですね、今、言いなるの、よく分かるんですけど、定置網の人が逃がせば、死んでいると。だけど、逃がさないといけないって漁業者が言ってるんです。なかなかその生きた状態で逃させんとなると、ここの文章読めば、それが沖のほうに流れて行って、沈んで、沖底に入るような感じだと取れるんですよ。結局、自分たちは一番深いところやって、30メートルより前で、その定置網があるのは。沖底さんは、大体200メートルとかあるね、もっと沖だから。もう鳥取県の漁場って言ったら、もう距離が全然。島根県とか兵庫県とかは、ずーっとすぐ深くなるけど、鳥取県の場合の200メートルと言ったら、漁場が全然違う。

〔板倉会長〕

現状は、ちょっと、説明しますとね、去年のこのカニの時期に、底びき船に、マグロの死体が網に何トンも入って、それこそ、漁港から揚がらないくらい入る船もあって、もう網も破れた船もあるし、そういうところで、それも今年、この休船期に、そういうところを掃海っていうんですか、もう一回して、もう網に入らないように、ちょっと掃海させてもらえないかっていうことで、排除船が4隻、3日間ほど、8月に出て、やっぱりその1隻は、よく揚げなかったというか、舷門から揚がらないくらい入って、網の底を切って流したんです、半分ぐらい流して、半分ぐらいは船に揚げて、獲って戻って処分して、ほかの船も、1立米ぐらいの入る袋に一応揚げて処分したんですけど、新しいマグロは入ってなかったっていうことです。だから、古い、もう臭いがする、腐敗した臭いがするようなマグロしか入らなかったっていう、今年はそういう状態でした。

だから、そのまき網船が、そのTACの魚群っていうのかな、入るのが、今年まあまあ多かったもので、去年から比べると多くなってるんじゃないかな。そういう状況で、固まってちょうど落ちてるところが、たまたまカニの漁、子持ち、親ガニを獲っている漁場だったという。

〔本田係長〕

会長、いいでしょうか。今の会長からお話いただいた沖底の現状があって、正直、県のほうとしても、原因者が分からないっていうところがあって、マグロを大量に漁獲するであろう漁業に対しては、県だけでなく、国を通じて、各業界団体のほうに指導していただいているところですけど、今現在、分からないという状況ではあります。

〔板倉会長〕

マグロが入りだしたのは、このTACが始まってからだろうと思うんですけど、そういう状況は以前から底びき船にイワシが入ったりとか何とかという状況は、以前からありました。底びき網に、イワシがいっぱい入って、もう商売にならんとか、そういう、やはり獲れ過ぎて、そこが余ったというか、そういう状況や、どうしても、まき網に量が多くなったり、少なくなったり。

〔本田係長〕

今、会長のほうからも説明していただいたように、どちらかという、沖底の漁業者のほうに困っているっていうほうが現状っていうか、提案理由のところにも大きく関わってくるっていうところがありますので、今、2段落目のほうで、「現在」以降、定置網漁業者には、急な漁獲があった場合には放流をするよう指導しているけれども、放流に際し、衰弱する個体があり、多くの漁業者が放流実施に強い不安や疑問を抱いていますって書いてあるところは、要望内容の2を書くために書いてはいたんですけども、この「現在」以降がなくても、要望内容の2っていうのは、特に違和感なく読めるのではないかなっていうふうに思いますので、ひとまず提案理由の、「現在」の放流するよう指導していますというところはちょっと削除させていただきまして、今、会長からもお話のあった沖底についての現状について、「ついでに」より前に、沖合底びき網漁業において、ちょっと原因は分からないんですけども、死んだクロマグロが入網する実態があるっていうことについて書かせていただいて、そのまま、記以下については、このまま要望事項と

して出せるような内容で、修正をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔板倉会長〕

だから、定置で捨てたっていうのは、大して関係ないので。ほかの漁業には、対して関係ないと思います。

〔氏課長〕

そうですね。先ほども、本田のほうからちょっと説明させてもらったんですけど、今の4行目の「現在」のところから6行目までを削除して、「小型魚の漁獲枠を融通していただきました」の後をちょっと削除して、次は、「一方」から始まって、その下の、「ついては、下記の事項について要望します」のその前に、「近年、沖合底びき網漁業で、へい死したクロマグロが漁獲され、操業に支障が出ている」みたいな文章を、一文追記させていただいて、5番と関連づけるような格好にさせてもらって、出させていただくということで、事務局のほうの責任施工みたいな形でやらせていただいてもよろしいでしょうかね。やっぱり定置への件については、ちょっとここを読むと、志村さんの言われるように、定置が犯人でっていうことになってしまうので。

どうでしょうかね、会長、こういったことでさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔板倉会長〕

はい。

〔氏課長〕

特に、皆さんのほうも、何か御意見ありますでしょうかね。もしなければ、そういうことでさせていただこうと思いますけれども。

〔各委員〕

はい。

〔氏課長〕

よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。そうしますと、ほかにございますでしょうか。

〔各委員〕

なし。

〔氏課長〕

ないようでしたら、以上をもちまして、委員会のほうは終了させていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

この議事録の真実を記するため、議長及び議事録署名人をして署名押印させる。

令和5年9月21日

議長会長

署名委員

署名委員